

貝塚市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき貝塚市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）であって、かつ、永久標識を設置したものをいう。

(公共基準点の使用手続)

第3条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ「公共基準点使用承認申請書」（様式第1号）により市長へ申請し、「公共基準点使用承認書」（様式第2号）により使用承認を受けるとともに、使用後は「公共基準点使用報告書」（様式第3号）により使用結果を報告するものとする。

2 公共基準点を使用する者は、「公共基準点使用承認書」を常時携帯し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、これを呈示しなければならない。

(工事施工の届出)

第4条 道路の掘削工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ「公共基準点付近での工事施工届出書」（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長の指示に基づく公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請し、又は協議する場合は、「公共基準点付近での工事施工届出書」の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼすと判断される杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点からの杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの。）
- (2) 引照点図、又は市長の指示する測量資料

- (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの。）
- 4 市長は、第1項の規定による届出書の提出を受けたときは、速やかに現地調査を行い、「公共基準点付近での工事施工回答書」（様式第5号）により、工事施工者に適切な指示をするものとする。
- 5 工事施工者は、前項の規定による回答書に従わなければならない。
- 6 公共基準点付近での工事がしゅん工したときは、工事施工者は速やかに「公共基準点付近での工事しゅん工報告書」（様式第6号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 7 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの。）
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前・しゅん工後が対比できる引照点図、又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）
- 8 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は市長との協議後、「公共基準点復旧承認申請書」（様式第7号）により市長に申請し、復旧の承認を受けなければならない。（様式第8号）。

（一時撤去及び移転）

- 第5条 工事施工者（公共基準点の設置されている施設の管理者（以下「施設管理者」という。）の行う工事を除く。）が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ「公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書」（様式第9号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない（様式第10号）。
- 2 施設管理者が行う工事にあつては、施設管理者は「公共基準点（一時撤去・移転）協議書」（様式第9号）を提出して市長と協議し、その回答を得なければならない（様式第10号）。
- 3 前2項の申請書及び協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 位置図、平面図（掘削位置と公共基準点との位置関係を明示したもの。）
- (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの。）
- (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの。）
- 4 施設管理者の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、施設管理者は、「公共基準点（一時撤去・移転）請求書」（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

- 第6条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合、又は施設管理者による公共基準点の一時撤去、移転の請求があつた場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を

修正するものとする。

- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は市長と協議のうえ変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者で、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した者（以下「事故原因者」という。）の機能回復については、前2項を適用する。

（機能回復の施工者）

第7条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者又は事故原因者（以下「工事施工者等」という。）が行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は本市で行う。

- (1) 工事施工者等による設置工事が困難であると市長が認めた場合
 - (2) 施設管理者による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合
- 2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき本市で行う。
 - 3 前2条の規定による一時撤去、移転及び機能回復を図る場合は、工事施工者等と市長との協議のうえ施工者を決定するものとする。

（設置工事）

第8条 工事施工者等は設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

- 2 測量標等は既設のものを再度使用するものとする。ただし、再度使用不可能な場合は本市が有償により支給するものとする。
- 3 工事施工者等は設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 設置工事がしゅん工したときは、工事施工者等は速やかに「公共基準点設置工事しゅん工報告書」（様式第12号）を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者等は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第9条 第4条から前条までの規定による公共基準点の保全措置、一時撤去、移転及び機能回復に要する費用は、工事施工者等が負担しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第4項の規定による公共基準点の一時撤去又は移転に伴う機能回復等に要する費用は、市長が特に必要があると認めるときは、本市が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項で、市長が必要と認めるものについては、その都度、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。